

三番瀬再生計画（基本計画）（素案）に対する各委員からの意見

平成17年5月18日

タイトル	意見の内容	No	提案者
全体に対する意見	<p>・ 三番瀬に影響を与えることが必至と考えられる第2湾岸道路、江戸川左岸流域下水道計画との整合性について明記すべき。</p> <p>理由：円卓会議でも紛糾したが、少なくとも再生計画案には「三番瀬再生計画に影響を与えない」という形で描き込まれている。「基本計画」だからこそ、他の公共事業との整合性に触れるべき。【意見書】</p>	1	佐野委員
	<p>・ たとえば習志野と船橋の道路の慢性的な渋滞があるというときに、そういう慢性的な渋滞も自然との共生の中で再生計画の中に考えていかなければいけないのではないかという要望があったときに、その要望が三番瀬再生計画に全体的に影響するという場合もあるのですね。各市にはまちづくりがあるわけですから、そういう慢性的なものを何とか解決しなければいけないというのは、そこのところを考慮すべきだというのが全体的な中に入れられた場合に、三番瀬再生計画の骨組み自体が変わらないとしても、非常に大事な問題になってくると思うので、その辺まである程度突っ込んで骨組みをきちんと組み立てておかないと。【第4回再生会議での発言】</p>	2	木村委員
1はじめに	<p>・ (9行目～)「再生の長期目標として、・・・5つの目標項目を定め、この目標の実現に向けて・・・また、「再生に向けて講ずべき施策」に係る事業については、今後、県が主体となって実施する事業を中心に、千葉県三番瀬再生計画（事業計画）として取りまとめることとします。て立案の上、第3章に述べる方法に従って実現を図ります。」とする。【意見書】</p>		工藤委員
1	<p>・ (17行目～)「県が主体となって、主体的な役割を担い、国、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、県民、地域住民、漁業関係者、環境団体・NPO、その他の関連する地域と連携して実施する事業を中心に、」とする。</p> <p>理由：県のみでなく、多様な主体が参加する事業、広域的な取り組みも事業計画の中に入れる必要がある。【意見書】</p>	1	後藤委員

1	<ul style="list-style-type: none"> ・「県が主体となって実施する事業を中心に……取りまとめることとします。」という記載につき、県は広域的な見地から市町村を調整するような役割は当然あるわけで、そういう観点から適切に調整能力を発揮していただくようお願いしたいということです。それがこの書きぶりで若干物足りないかなという気もしておりますので、そこはいい文があればお出ししたいと思います。【第4回再生会議での発言】 	2	倉阪委員
1	<ul style="list-style-type: none"> ・三番瀬の再生は少なくとも流域4市の協力なくしては実現できない。その意味では、各市が行う事業についても、三番瀬再生計画と整合性のあるものでなくてはならない。そういった意味では、各市が行う事業についても県の再生計画を尊重することを明記すべきである。【意見書】 	3	佐野委員
1	<ul style="list-style-type: none"> ・県以外の主体による事業を見越した包括的取り扱いや市町村、住民、NPO、事業者等との連携、協働等については第1章に、それぞれ明記されているので、ここでは触れる必要がないでしょう。【意見書】 	4	工藤委員
1	<ul style="list-style-type: none"> ・徹底した情報公開と住民参加」が円卓会議の最大の特徴でした。今回の「千葉県三番瀬再生計画（基本計画）」では、広報の部分で書かれてはいますが、冒頭で「基本的考え方として」明記しておいたほうがよいと考えます。【意見書】 		後藤委員
3 背景	<ul style="list-style-type: none"> ・「三番瀬の歴史」や「かつての三番瀬」がどのような環境であったかの記述が必要。理由：「基本計画」だからこそ、このような項目についてしっかり記述すべき。【意見書】 	1	佐野委員
	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な経緯とか、そういうものに対する過去の調査に関するところがちょっと抜けているのではないかという気がします。・・・今の川口さんのご指摘にもありましたように、防災の問題と環境の問題というのは歴史的な経緯を伴うので、それがないと、多分、歴史から学んで予防的に考えて未来を決めるといったようなことができません。ですから、再生の目標、あるいは再生に当たっての進め方の中にそういう部分を入れていただけたらと思います。【第4回再生会議での発言】 	2	清野委員
	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的背景の整理・・・については第1章に、それぞれ明記されているので、ここでは触れる必要がないでしょう。【意見書】 	3	工藤委員

3	<p>・(9行目～)一方で、埋立てにより、<u>潮流の変化および河川等から供給される……</u>」 理由：潮流が変化したことが重要。現在の旧江戸川の淡水が潮流にのり、三番瀬全体に影響を与えていた。【意見書】</p>		後藤委員
3	<p>・「現在の三番瀬」がどのような環境であり、各区域がどんな特性を持った海域であるかに触れる。特に「砂質化が進んでいること」、「猫実川河口域が泥干潟として貴重であること」を明記すべき。 理由：再生計画は現状をどのように捉えているかが基本にあってはじめて立案できるものであるから。【意見書】</p>		佐野委員
3	<p>・(19行目)「県では、提案された三番瀬再生計画案をもとに、<u>最大限尊重して、</u>」とする。 理由：堂本知事の言葉通りに表現したいから。【意見書】</p>		佐野委員
4	<p>・海岸線の変遷図は、埋め立て・都市化の変化はわかるのですが、これに(案P6)の古地図や(案P11)の航空図等を加えてセットにすることにより、かつての三番瀬の干潟・後背湿地・小河川の様子や漁場生産の様子が判明し、それによって基本方針の根拠が理解でき、また、50代以上の世代の記憶のなかの原風景とあいまって具体的なアクション・プランに繋がると思います。【意見書】</p>		米谷委員
5 再生の目標	<p>・1ページの再生長期目標としての(2)海と陸との連続性の回復、(5)人と自然とのふれあいの確保と、まちづくりと、それからそれぞれの流域の市町村にも全部かかわってくるのだと思いますが、護岸と防災という観点の議論をしておかないと、200年に一遍の洪水とか津波、そういうものを何でもかんでも構築物で守ろうとするのか。……県、行政がどこまで市民を守るのかということも基本計画の中に議論としてやっておいたほうがいいかなと感じております。【第4回再生会議での発言】</p>	1	川口委員
	<p>・「海と陸との連続性の回復」および「人と自然とのふれあいの確保」のそれぞれの中に防災に配慮した文言を挿入すべきでしょう。【意見書】</p>	2	工藤委員
5	<p>・(12行目)「<u>現在残っている干潟・浅海域は保全するという原則</u>」とする。(2 海と陸との連続性の回復) 理由：現在の三番瀬では干潟(干出域)は非常に少なくなっているため、三番瀬の海域全体をいうなら干潟・浅海域。【意見書】</p>		後藤委員

5	<p>・(18行目)「周辺の埋立て、青潮の発生等により」に「大雨時の江戸川放水路からの淡水放水」を挿入する。(3 環境の持続性及び回復力の確保)</p> <p>理由：江戸川放水路からの淡水放水が三番瀬の自然環境に与えるインパクトの大きさは円卓会議でも周知のことであったし、国交省もそう認識して三番瀬への影響を放水の度に調査しているので。【意見書】</p>		佐野委員
5	<p>・(24行目)「科学的知見及び漁業者の経験的知見を生かした中で」とする。(4 漁場の生産力の回復)</p> <p>理由：漁業者の経験的知見も重要であるけれども、何よりもまず「科学的知見」を踏まえることが大切であるから。【意見書】</p>		佐野委員
5	<p>・親水性の向上は書かれていますが、全体として、「パブリックアクセスの向上」については、弱い気がします。「三番瀬を活かしたまちづくり」の中にも書き込んでおく必要があると思われます。(5 人と自然とのふれあいの確保)【意見書】</p>		後藤委員
6	<p>・表の代わりに(再生計画案48P)の方向性の表を薦めます、これ1枚で東京湾再生のほぼ全てが語られていると思われます。【意見書】</p>		米谷委員
6	<p>・6頁の表の欄見出しにつき、長期目標を再生項目に代え、達成イメージを長期目標とし、長期目標の右か左にもう1欄設けて、当面の目標として、再生計画が記載しているアマモ、コアマモの再生や、1982～1985年頃の漁業生産量の復活を載せておかれたらよいと存じます。【意見書】</p>		工藤委員
6	<p>・「環境の持続性及び回復力の確保」の達成イメージは、「東京湾の水質が改善され、青潮の心配がなくなった等の環境の急変に対する回復力が確保された三番瀬」ではないでしょうか。</p> <p>(もちろん青潮がゼロになるのが理想ですが、東京湾および流入河川を含む長期的広域的な目標となるため、当面の目標としてたとえ多少の環境の変化があっても回復できる力をもった三番瀬にするという目標になったと記憶しています)。【意見書】</p>		吉田委員

<p>7 再生に当た っての進め方</p>	<p>・三番瀬再生の「方向性」(円卓会議計画41ページ)の内容を一部重複部分を削って、7ページ記載の4項目に付加えていただきたいと思います。「再生にあたっての進め方」よりも「方向性」の方がしっくりすると思います。以下がこの趣旨です。</p> <p>再生の実施段階が進むにつれ、円卓会議の再生計画に書かれている「再生の方向性」が忘れがちとなります。円卓会議の反省に立って最初から明確に「再生の方向性」(41ページ)を書き込む必要があります。目標と施策は実施段階でどうしても有機的、総合的な調整が困難となります。事業計画からは分野別(タテワリ?)で5~10年の長期計画となり、実施計画も同様、単年度となればますます基本命題の進め方が重要な意義を持つようになると思われます。おまけに一旦策定されれば見直しは難しいものです。目標と施策の列挙は序列、優先順位を都合の良いように使われがちです。</p> <p>再生のためにはまず、干潟を中心とした三番瀬の環境を出来る限り復活するという視点にたつこと。</p> <p>三番瀬をとりまく地域の街づくりにあっても三番瀬に干潟・浅海域が成立する条件を整備する方向で行われること。</p> <p>かつて生息していた生物種を回復するとともに、三番瀬海域の生態系、すなわち生態系の要素である水循環、流砂系、食物連鎖、物質循環が、動的なシステムとして機能すること。人間活動も含んで動的な平衡を保つことです。</p> <p>わが国はラムサール条約の締約国であり、三番瀬はその登録湿地となることを目指していることから、その再生にあたっては2002年の締約国会議において採択された「湿地復原の原則とガイドライン」に沿ったものであること。【意見書】</p>	<p>竹川委員</p>
<p>7</p>	<p>・1は「科学的知見および漁業者の経験の活用」、2が「予防的態度および順応的管理」としたほうが、並びがよいのではないのでしょうか。</p> <p>また「予防的態度」、「順応的管理」については、検討会議報告書p139に書かれているように、「自然の力を最大限引き出すような自然回復をめざし、自然の回復力をサポートする」、「人間の時間軸だけでなく、自然の営みや自然の時間の流れを重視する」、「人間が自然から謙虚に学びながら実施する柔軟な管理」といった丁寧な説明が必要です。【意見書】</p>	<p>吉田委員</p>

7	<p>・(7行目)「地域の自然環境に関して専門的知識を有する者、調査・観察を行っている者の協力」とする。(1 順応的な管理及び漁業者の経験的な知見の活用)</p> <p>理由：市民調査や三番瀬を見ている人を含む【意見書】</p>		後藤委員
7	<p>・順応的管理、漁業者の経験的な知見の活用とともにこれまでに蓄積されたデータの適切な解析、利用をうたっておく必要がある。(1 順応的管理及び漁業者の経験的な知見の活用)</p> <p>・無機栄養塩などで代表される水質は向上しているにも関わらず、青潮などの発生状況に大きな改善がみられない。・・・これまで明確化されていない環境の持続性および回復力確保のために必要な要因の特定とその軽減についてふれておく必要があるが、なんら再生案にはふれられていない。こうした要因の明確化のためには蓄積データの活用と解析を・・・「進め方」の中に位置づけておいた方がよいのではないか。【意見書】</p>		中田委員
7	<p>・(17行目)「計画の見直し及び中止等」とする。(2 予防的な態度)</p> <p>理由：順応的管理においては、再生計画の個別事業を実施していく段階で、予想外の状況が発生したり、環境に悪影響が出ていることがわかった場合に、「見直し」に止まらず場合によっては「中止」することを明記しているので。【意見書】</p>		佐野委員
7	<p>・(24行目)「行政、県民、地域住民、漁業者、<u>環境団体</u>、NPO、事業者等」とする。【意見書】</p>		後藤委員
8 東京湾の再生につながる広域的な取組	<p>・東京湾を「湾外との海水交換が乏しい」と評価しています。これは非常に相対的なことでありまして、三河湾、大阪湾に比べればはるかにいいですし、東京湾よりいい湾という、そうはないのです。比較対照をおいて書くか、具体的な数字を挙げるか、しておかないと不正確は表現になって、これが元で基本計画全体が信頼を失うことに繋がってしまいます。【第4回再生会議での発言及び意見書】</p>		工藤委員

8・10	<p>・緊急的には、三番瀬の前面と連続する海域、自分たちの前面の海域自体が東京湾全体にも影響を与えているという自覚を持った上で、流域や沿岸のほうにも協力を呼びかけていくことが必要だと思います。・・・ぜひ千葉県としても、底質の環境、海底の地形をきちんと再生して臨むのでほかの人たちも協力してほしいと、そういった自分たちの負の遺産をきちんと始末するような姿勢を見せていただけて呼びかけることが大事かと思います。・・・入るところに入れていただけるようお願いしたいと思います。【第4回再生会議での発言】</p>		清野委員
10 計画・交流区域	<p>・1(1),(2)の他に、「(3)三番瀬に直接流入する河川、江戸川放水路、行徳内陸性湿地」を加える。 理由：三番瀬に直接流入する河川(猫実川、高谷川、真間川、海老川等)、江戸川放水路、行徳内陸性湿地は三番瀬再生にとって特に重要な区域であり、具体的な事業計画として検討する必要があるため。【意見書】</p>		後藤委員
11 干潟・浅海域 又は 17 水・底質環境	<p>・猫実川の岸辺や河道の湿地化、干潟化について、どこかで触れてるべき。 理由：再生計画案に明記されている重要なアクションプランなのに「基本計画」素案では全く触れていない。事業計画、実施計画で明記できるようP11「干潟・浅海域」、あるいはP17「水・底質環境」あたりに描き込む。そうしなければ実施計画、実施計画には盛り込めなくなる。【意見書】</p>		佐野委員
11 干潟・浅海域	<p>・(4行目～)「～さらに、<u>現在一部堆積傾向の場所があるものの、地盤高の低下により大部分の干潟がなくなり～</u>」とする。 理由：猫実川河口域については堆積傾向であることが円卓会議の中でわかっているので。【意見書】</p>		佐野委員
11	<p>・(3行目～)「埋立てにより後背湿地が消失し、海域が狭められ、干潟が減少しました。大部分の干潟がなくなりました。さらに地盤高の低下により、大部分の干潟がなくなり、干潟の浅海域化が進みました。(基本的には干潟の減少は埋立によるものであるため)【意見書】</p>		蓮尾委員

11	<p>・(8 行目～)「かつての三番瀬に近づけるため、まず第一に、これ以上浅海域を狭めず、<u>保全ゾーンとされた海域の豊かな生態系に手を加えないなど、現存する干潟・浅海域の保全、維持を優先させねばなりません。その上で、海と陸との連続的な・・・</u>」とする。 【意見書】</p>		竹川委員
11	<p>・(12 行目～)「そのため、<u>背後の都市活動の影響を和らげ、三番瀬の水循環を健全化し、河川からの土砂供給を回復させ・・・</u>」とする。【意見書】</p>		竹川委員
12	<p>・図を淡水湿地が河川や海とつながったイメージ図とすべき。 理由：この図では河川と湿地、湿地と海がつながっているように見えないので。 ・「緑化」を「ビオトープ化」とする。 理由：「緑化」は外来、在来を問わないし、園芸種であってもかまわない表現である。しかし、「ビオトープ化」とすれば、三番瀬地域にあった植栽が中心となるため。【意見書】</p>		佐野委員
13 生態系・鳥類	<p>・(6 行目～)「しかし、その中で、泥干潟特有の生態系を有し、保存海域とされている猫実川河口域に、わが国有数のカキ礁が広がっているのでこの際、荒らされないうちに特別保護区域として管理する必要があると思います。 効果的な浄化力と併せ、カキ礁生態系と呼ばれるほど、周辺の生物相も豊かであり、ウネナシとマヤガイ (RD 掲載種保護ランク B) など 5 種類もの絶滅危惧種を含め 100 種に及んでいます。」を加える。【意見書】</p>		竹川委員
13	<p>・(13 行目～)「<u>現在残る干潟は保全しながら、干潟的な多様な環境の創造を目指すとともに～</u>」とする。 理由：再生計画案ではふなばし海浜公園前面の干潟は保全が前提であり、猫実川河口域の泥干潟も保全すべきと明記しているので。【意見書】</p>		佐野委員
14	<p>・キアシシギ(杭上に 2 羽並んで止まっているうちの左のものはキョウジョシギのように思われます。ちょっとこの写真からだ自信が持てないのですが、この 1 羽はキアシシギではありません。(キョウジョシギまたはソリハシシギ))【意見書】</p>		蓮尾委員

15 漁業	<p>・第2段落のところでは漁業の果たす役割みたいなことがまとめられているのですが、漁業によって添加された栄養分が取り除かれるとか、漁業がちゃんとあることによってその漁場が改変されていく部分という意味を含めて、漁場の環境保全に対する役割みたいなものを位置づけていただけるとありがたいと思います。【第4回再生会議での発言】</p>	1	中田委員
	<p>・施策の前提になっている再生に当たっての進め方(7頁)の中で、・・・漁業者が、漁業活動を通じて三番瀬の環境の保全を担ってきたこと・・・とありますので、15頁に同様の記述を繰り返す必要はないでしょう。【意見書】</p>	2	工藤委員
15	<p>・三番瀬の再生に向けた施策の中で「漁業」の書きぶりを強化。あるいは資源管理と近年の世界の趨勢である生態系管理をふまえた漁業管理を三番瀬で講ずべき施策として位置づける(書き込む)</p> <p>漁場環境の整備は、生態系の保全に寄与する。例えば、漁場再生委員会で問題となっている近年のアオサ繁茂は、漁業生産の低下をまねいているだけでなく、そのまま、底質、水質改善の妨げとなり、三番瀬生態系を形成する生物の生息環境を著しく損なっている。また、漁獲により、アサリなどの懸濁物食者を取り上げてはじめて、干潟の浄化機能が駆動する。これらのことは、漁業を振興するための施策が生態系の保全、維持ならびに水、底質環境の保全と密接に関わりをもっていることを意味する。これらのことを三番瀬の再生に向けて講ずべき施策の中で、強調しておく必要がある。さらに、現実には、鳥と漁業者は同じ懸濁物食者を餌、あるいは漁獲対象として分ちあうわけで、両者の共存のための施策としても生態系管理をふまえた漁場造成を含む漁業管理は必要な施策だろう。【意見書】</p>		中田委員
15	<p>・三番瀬の漁業者と地域の消費者を直接結びつける「地産地消」の考え方、「三番瀬ブランド」の確立、「三番瀬でとれる魚介類の新たな加工品の開発」等の施策をこの節の中に入れてほしい。【意見書】</p>		後藤委員
15	<p>・1999年以降の三番瀬のアサリ漁獲量、ぼら、カレイ類の漁獲量は極端に低迷している。しかし、(2) p4.1976年以降、海岸線に大きな変化はない。また、1)でふれたように無機栄養塩類などの濃度には変化がみられないか、好転。したがって、1990年代末にみられ</p>		中田委員

	た現象やさまざまな変化の整理をして、原因の抽出にあたる必要があると考える。【意見書】		
17 水・底質環境	・(2行目～)「現在の三番瀬は、臨海部での埋立て、 地盤高の低下 等による広大な干潟や 後背湿地の消失、 <u>地盤高の低下</u> や内陸部での水田・水路の埋立て、小河川の排水路化等 によって」とする。(基本的には干潟の減少は埋立によるものであるため)【意見書】		蓮尾委員
17	・(6行目)「生活雑排水等による富栄養化は青潮の発生を促し、」に「浚渫窪地、航路の存 在」を挿入する。 理由：再生計画案に、浚渫窪地と航路について明記してあるので。【意見書】		佐野委員
17	・水質改善について、下水処理施設のあり方(雨水と下水の分流式、及び水耕栽培などの 処理水の利用方法、各家庭へのPRなど)の検討という項目を追加してほしい。【意見書】		米谷委員
19 海と陸と の連続性・護岸	・(5行目～)「 <u>変化に富んだ自然な水際線を取り戻しながら、人々と三番瀬とのふれあい</u> を確保してゆくことが重要です。」とする。 理由：人々と三番瀬とのふれあいを確保していくことよりも、まず三番瀬の環境の多様 性を確保することが再生の基本であり、ふれあいは環境の多様性が実現された上で実現さ れるべき目標であるから。【意見書】		佐野委員
19、21、23	・防災上の配慮を追加すべきでしょう。防災をハードだけで考えると、羹に懲りて膾を吹 く事態を招きかねません。海と陸とを疎遠にしない程度に、ここでは程々の防災構造を考 え、その先は第6節と第7節(21～23頁)でソフト的な対応を図ることが必要になる ことでしょう。【意見書】	1	工藤委員
19	・三番瀬の再生は“生物多様性”と“海と陸との連続性の確保”がキーワードですから、 護岸問題も防災と景観だけでは不十分です。陸側の街づくりを考える場合も同様です。… 陥没、崩壊など緊急危険対策としての護岸補修工事と、キーワードで考える護岸工事は実 施計画の予算も、設計施工も別建てにして早急に先ず安全性を確保する必要があります。 自然環境を相手にした順応的護岸作りについては、県が主導的に海側からみた総合的、 技術的な指導と財政的措置を考えるべきでしょう。【意見書】	2	竹川委員
19	・最近の動向として、沿岸陸域の宅地化が再び活発になり(高層マンション化も)また工 業地から商業地への土地利用の変更も多く、スポット的に残されていた湿地や小河川、澗		米谷委員

	筋やため池の名残りも埋め立てられたり、干出してしまったりしています。欧米では、街をつくる時は周囲に緑地帯もつくるそうです。今から間に合う都市計画についても検討項目に入れて欲しい。【意見書】		
21 三番瀬を活かしたまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・(9行目)「陸域での湿地再生を行うなど」を挿入する。 理由：再生計画案の中のアクションプランとして明記されているので。 ・(11行目)「市川塩浜駅周辺、塩浜護岸から行徳湿地一帯の」とする 理由：再生計画案では三番瀬と行徳湿地の関係を密にしながら連続性の回復を図るべきとしているので。 ・(13行目)「ふなばし三番瀬海浜公園のあり方を検討するなど、海を活かしたまちづくり」とする。 理由：再生計画案の中のアクションプランとして明記されているので。【意見書】 		佐野委員
21	・「県の役割として、三番瀬関係4市を海側から演出する方策、同じく陸域で三番瀬を生かしたソフト面での行事企画で果たせる主導的役割がある」旨を加える。【意見書】		竹川委員
21	・個別の市がいろいろと計画をされていると思いますが、これをどのようにまとめていくのか、戦略方針のようなものをしっかり、どこで何をするというより、全体として何をするのかということをもう少しくリアに出されたほうが、県が立てる計画としてはいいのではないかと思います。【第4回再生会議での発言】		村木委員
21	・個別の市、NPO、地権者とどのような連携を図っていくのか、どのような方法をというのがもし書けるのであれば、書いたほうがよろしいのではないかと思います。【第4回再生会議での発言】		村木委員
21	・景観のことがいろいろ書かれていると思いますが、要は、どういうふうな景観に配慮した三番瀬にふさわしいまちをつくっていくのか。それは形なのかもしれませんが、色なのかもしれません。どのようなアクションでつくっていくのかということをもう少しくリアにしていってほしいのではないかと思います。【第4回再生会議での発言】		村木委員
21	・「パブリックアクセスの向上」については、弱い気がします。「三番瀬を活かしたまちづくり」の中にも書き込んでおく必要があると思われます。【意見書】		後藤委員

25 維持・管理	<p>・谷津干潟のような特定の水域を除けば、大部分に漁業権が免許されている三番瀬の維持・管理は、その殆どが歴史的にも漁業者によってなされてきましたし、今もなされていることは厳粛な事実です。勿論、埋立事業の進行情形によって漁業権の消滅した海域もあり、また、その後に短期免許の認められている水域があるなど、事情は複雑です。・・・漁業権漁場の維持・管理に対する多くの個人、団体の参加は、漁業者の日常業務である漁場維持・管理を補完する協働の範囲であり、漁業活動を阻害するものであってはならないものがあります。以上の事情を踏まえ、第9節の構成は漁業権消滅域と漁業権水域とを区別した上で、記述することが望ましいと考えられます。【意見書】</p>		工藤委員
26 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進	<p>・(10行目～)「関係者の合意のもとでラムサール条約への登録を促進し」につき、もう一步踏み込んだ表現ができないか再度検討して下さい。 理由：日本の他の登録湿地では、水鳥による被害が出たときの漁業補償を行うことを約束して湿地登録が行われています。少なくとも「基本計画」に県がそういった方向性を示せば、ラムサール条約への登録は加速できるはずです。漁業者の心配を取り除くことが湿地登録への早道と考えます。【意見書】</p>		佐野委員
26	<p>・ミヤコドリ、スズガモ、コアジサシなどの写真を入れてほしい。 理由：スペースが空いているし、スズガモ、ミヤコドリ等は現段階でもラムサール条約の登録湿地にできる要件を満足しているので。【意見書】</p>		佐野委員
29 東京湾再生につながる広域的な取組	<p>・三番瀬の水質環境が江戸川放水路放流の影響をことのほか強く受けており、江戸川放水路の管理権は県に属していないことに特段の注意を払うべきでしょう。このことについては、すでに国土交通省と市川市行徳および南行徳漁協との間に情報の共有活用に関する協定が結ばれていることも踏まえ、県としての関わり方を具体的に検討された上で、方針として纏めていただきたいと存じます。東京湾というマクロな観点からすれば湾奥後背地の大雨による洪水が江戸川から流出しようが、放水路から放水されようが同じことと捉えられ兼ねませんが、三番瀬が健全に保たれる場合と、長期に亘り淡水化して藻類と底生動物がダメージを受けた場合とでは、エコロジカル・ネットワークの機能が全く異なってしまうでしょう。【意見書】</p>		工藤委員

32 事業の進め方	<p>・事業計画の策定の仕方が実はこの基本計画の中には書いていない。抜けているように思います。・・・当然、事業計画の中には円卓会議が策定した「三番瀬再生計画案」をなお尊重して検討しなければいけない部分があると思います。したがって、事業計画の策定の仕方として、例えば「『千葉県三番瀬再生計画（事業計画）』は、本基本計画に基づき円卓会議の『三番瀬再生計画案』を尊重しつつ策定するものとします」というような一文を入れておけば、190ページに及ぶ「三番瀬再生計画案」で今回の基本計画に乗らなかった部分はなお尊重されるのだということが明確になりますので、そのような記述を32ページのあたりに入れていただければと思います。【第4回再生会議での発言】</p>	倉阪委員
32	<p>・32頁の図は犬が自分の尻尾を追いかけているようで、ほほえましい図ですが、何処が頭か尻尾か分からないところが難点です。2頁の基本計画フローを受けて、第2章の下の矢印の部分から描いては如何でしょうか？ここではマネジメント・サイクルを説明する目的で、マネジメント・サイクルの考え方を上部枠内に収めていますが、これをPDCAサイクルの中へ移しては如何でしょうか。【意見書】</p>	工藤委員
32	<p>・この計画がよくても、チェック機能が我が国はものすごくルーズなのかなと。最近のJFEの排水のことも考えると、そういう機能をどこに持たせたらいいのか。その辺のことがしっかりしないと、当然、全部合併に帰ってしまうのかなと、そういう気がいたしました。その辺のチェック機能を十分果たせるような機関はどこがなし得るのかお聞きしたいし、あるいはつくっていただきたいなと、そう感じました。【第4回再生会議での発言】</p>	大野委員